

# 第4期秋田県介護給付適正化計画

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

平成30年3月

秋田県健康福祉部長寿社会課

# 目 次

はじめに	1
<b>第1 計画の策定に当たって（計画の基本的な考え方）</b>	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨	3
（1）介護給付の適正化とは	
（2）適正化に向けた取組	
（3）適正化事業に関連する制度改正	
（4）介護保険事業（支援）計画との関係	
2 計画の概要	4
（1）計画の期間	
（2）計画のねらい	
（3）計画の根拠	
<b>第2 介護給付適正化事業の現状と課題</b>	<b>5</b>
1 介護給付適正化の実情と問題点	
2 各事業における検証結果等	
（1）要介護認定の適正化	
（2）ケアプランの点検	
（3）住宅改修等の点検	
（4）縦覧点検・医療情報との突合	
（5）介護給付費通知	
（6）積極的な実施が望まれる取組	
<b>第3 計画の推進（実施目標）</b>	<b>9</b>
1 第4期の取組方針と目標・支援	9
2 保険者が実施する事業	12
（1）主要5事業および積極的な実施が望まれる事業の取組	
（2）指導監督に関する取組	
（3）制度の周知	
（4）適正化の推進に役立つツールの活用	
3 保険者の実施目標	14
4 目標達成のための取組方法 （実施にあたってのポイント・手法例等）	29
（1）主要5事業および積極的な実施が望まれる事業の取組	
（2）指導監督に関する取組	
（3）制度の周知	
（4）国保連の積極的な活用	
（5）その他	
5 県が実施する事業	32
（1）県による適正化事業の実施	

- (2) 保険者の実施する適正化事業への支援並びに協力
- (3) 国保連との連携強化

**第4 計画の推進に当たって** . . . . . 34

- (1) 被保険者の理解のもとに
- (2) 事業者の理解と協力のもとに
- (3) 小規模保険者に対する配慮
- (4) 市町村との連携と支援
- (5) 国保連との連携について

**第5 計画の進行管理** . . . . . 35

- (1) 進捗状況の管理
- (2) 公表・保険者へのフィードバック

# 秋田県介護給付適正化計画

## はじめに

秋田県の高齢者数は年々増加しており、それに伴って高齢化率も上昇を続けています。

また、若者の県外流出や出生数の減少がこれに拍車をかけ、平成29年7月1日現在の高齢化率は35.5%となっています。

高齢者人口は、2020年には357千人と、ピークを迎え、その後、2025年には353千人となり、高齢者数は減少しますが、高齢化率は38.7%へ上昇すると推計されています。

要介護認定者数も増加を続け、2025年には82.2千人、第1号被保険者に占める割合は23.3%となる見通しです。

【表 第1号被保険者のうち要介護認定者数】

(単位:千人)

年度		平成12年 (2000)	平成25年 (2013)	平成28年 (2016)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
全国	第1号被保険者数	22,422	32,018	34,405	36,124	36,573
	認定者数	2,471	5,691	6,187	6,791	7,241
	認定率(%)	11.0%	17.8%	18.0%	18.8%	19.8%
秋田県	第1号被保険者数	285	335	352	357	353
	認定者数	33.4	69.1	71.5	77.2	82.0
	認定率(%)	11.7%	20.6%	20.3%	21.6%	23.2%

※平成12～平成25年度は「介護保険事業状況報告(年報)(厚生労働省)」。

※平成28年度は「介護保険事業状況報告(平成29年3月報)(厚生労働省)」。

※平成32～平成37年度は

全 国:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」。

秋田県:「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」。

全国の認定者数は、第1号被保険者数と認定率の経過を基に算出した粗い試算。

秋田県の認定者数は、「第7期介護保険事業支援計画(平成30年3月策定秋田県健康福祉部)」。

介護サービス利用者も増加の傾向にあり、これに伴い介護に要する給付費も増加しています。

平成28年度の介護給付費はおよそ1,047億円ですが、2025年度には1,280億円程度となる見込みです。

【表 秋田県における介護給付費の推計】

(単位:百万円)

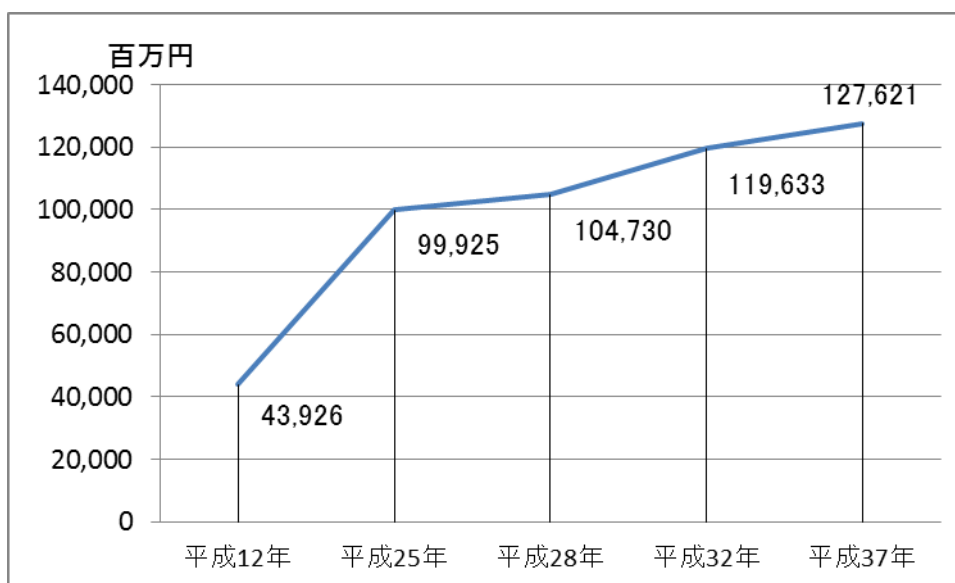
平成12年 (2000)	平成25年 (2013)	平成28年 (2016)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
43,926	99,925	104,730	119,633	127,621

※介護給付および予防給付の全サービスの給付費の合計。

※平成12～平成28年度は「介護保険事業状況報告(年報・月報)(厚生労働省)」。

※平成32,37年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された推計。

【図 秋田県における介護給付費の推計】



介護給付費の増加に伴い、介護保険料の上昇や保険者（市町村）の財政を圧迫することが懸念されています。

また、高齢者数の増加・介護サービス利用者の増加とともに介護サービス事業者も大きく増加しましたが、一部の事業者による不正や不適切なサービス提供が依然として後を絶たず、国、県及び保険者による事業者への適切な指導・監査の強化が求められています。

介護給付の適正化に向けて、介護サービスの利用者や事業者身近な保険者による取組が期待されており、国・県は一体となって、保険者が実施する地域の実情に応じた取組を支援し、着実にその効果を発揮することが急務となっています。

## 第1 計画の策定に当たって（計画の基本的な考え方）

### 1 計画策定の趣旨

#### （1）介護給付の適正化とは

「介護給付の適正化」とは、

- ①介護給付を必要とする者（受給者）を適切に認定した上で
  - ②受給者が真に必要とする過不足のないサービスを
  - ③事業者が適切に提供するように促すもの
- です。

こうした介護給付の適正化の結果、利用者に対して適切な介護サービスを提供しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することとなります。

#### （2）適正化に向けた取組

##### ・経緯

平成16年2月～ 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化のシステム（以下、適正化システム）の運用開始。

平成16年10月～ 県と市町村が連携して「介護給付適正化推進運動」を実施。

平成20年4月～ 「（第1期）介護給付適正化計画」を策定。

平成23年4月～ 「第2期介護給付適正化計画」を策定。

平成26年4月～ 「第3期介護給付適正化計画」を策定。

##### ・これまで実施してきた主な事業

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知、医療情報との突合、縦覧点検、指導監査、制度の周知 など。

#### （3）適正化事業に関連する制度改正

##### ①要介護認定の適正化関連

- ・認定審査会の簡素化
- ・更新認定の有効期間の上限を36ヶ月に延長（平成30年4月1日以降に申請のあった更新認定申請が対象）

##### ②ケアマネジメント等の適正化関連

- ・通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出る。市町村は地域ケア会議の開催等により、届けられたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点からサービス内容の是正を促す。（「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、10月から施行）
- ・福祉用具貸与について、商品毎の全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う。

### ③介護サービス事業者関連

- ・集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法や、サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系、通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分、長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し等が行われる。

### (4) 「介護保険事業（支援）計画」との関係

- ・平成29年に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、「市町村介護保険事業計画」には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。  
また、「都道府県介護保険事業支援計画」には、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされていることから、「介護給付適正化計画」の策定は、「介護保険事業支援計画」との整合性を取りながら、定められた事項を推進するために重要です。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の期間

「第4期介護給付適正化計画」の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、計画期間中には必要に応じて内容の検証を行い、計画を見直すことができるものとします。

### (2) 計画のねらい

今後一層、高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活ができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用していきながら、保険料上昇の抑制にも引き続き配慮する必要があることから、介護給付の適正化の重要性はさらに高まると考えられます。

そのため、これまでの実施状況を踏まえ、より効率的・効果的な取組を継続していくこととし、「第4期秋田県介護給付適正化計画」は、保険者（市町村）が取り組んでいる介護給付の適正化について、地域の実情を踏まえつつ秋田県としての考え方や目標等を定め、県と市町村が一体となって戦略的な取組を推進することをねらいとします。

### (3) 計画の根拠

「第4期介護給付適正化計画」に関する指針について（平成29年7月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

## 第2 介護給付適正化事業の現状と課題

「第3期介護給付適正化計画」期間中においては、県が実施する調査により、年度毎に適正化事業の取組状況の実績確認や、実施目標・事業実施計画の確認を行っています。

併せて、国が実施する「介護給付適正化実施状況調査」も行っています。

最終年度には総合的な実施状況についての検証のため、各保険者に対しヒアリング調査を実施しました。

### 1 介護給付適正化の実情と問題点

第3期計画においては、平成29年度末には全保険者が適正化事業を実施するとしていたところですが、事業の取組状況にはばらつきがあり、各事業の実施率は計画を下回る結果となっています。

保険者ごとの実施状況を見ますと、全保険者がいずれかの適正化事業を実施しています。

当計画が始まってから3期が経過し、取組が進みノウハウの蓄積が行われている保険者がある一方、『専門的知識の不足』や『人員不足・体制の確保が困難』として、取組が進まない保険者もあります。

【表 秋田県における各保険者の適正化事業の取組状況  
(平成29年10月各保険者ヒアリング状況)】

適正化項目		実施保険者数	実施率
要介護認定の適正化	委託認定調査のチェック	19	86.4%
ケアプランの点検	ケアプランの点検	14	63.6%
住宅改修等の点検	住宅改修の点検	19	86.4%
	福祉用具購入・貸与調査	17	77.3%
提供体制及び介護報酬請求の適正化	医療情報との突合	22	100.0%
	縦覧点検	22	100.0%
介護給付費通知	給付通知と提供情報の活用	15	68.2%
取り組みが望まれる事業	国保連介護給付適正化システムの活用	13	59.1%

### 2 各事業における検証結果等

平成29年度までの、主要5事業および給付実績の活用の検証結果等の概要は次のとおりです。



## (1) 要介護認定の適正化

### ①認定調査状況のチェック

新規の要介護認定調査は、直営もしくは市町村事務受託法人に委託して実施しています。

また、区分変更や更新の認定調査については、直営や地域の居宅介護支援事業所等に委託して実施しています。

認定調査の完全直営化または委託した認定調査内容の整合性の点検は19保険者（86.4%）が実施しています。

点検は事務職員が行っているところや、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等の専門職が実施しているところもあります。

さらに基本調査と特記事項、主治医意見書の書面の審査確認を行い、適切な認定調査結果となるよう取り組んでいる保険者もあります。

書面等による確認を行っていない保険者は、専門的な知識や経験を必要とする内容の点検までは、実施体制が確保できず困難だとしています。

### ②要介護認定における格差是正

合議体間の格差を認識している保険者や審査会は、研修会の実施や、審査会でケース検討会を行っています。

また、毎年度合議体編成を替えるなどの取組を行っています。

さらに、調査票の確認を推進し、適正な認定を行うことや格差是正が課題となっています。

## (2) ケアプランの点検

ケアプランの点検の実施状況は14保険者（63.6%）が行っていません。

専門的な知識を必要とする内容の点検までは、実施体制の確保が困難とする保険者が多い中、点検を業務とする職員の配置や地域包括支援センターの主任介護支援専門員と協働して実施している保険者も増えてきています。

ケアプラン分析システムを活用し、対象とするケアプラン・事業所を抽出し、点検を実施することや、数年計画で管内の全居宅介護支援事業所を点検対象とするなど工夫をしています。

実施に当たっては、国が作成した『ケアプラン点検支援マニュアル』の活用を進めていますが、一般の介護支援専門員以上の能力が求められることから、県では具体的な手法や着眼点についての研修会を開催しています。

未実施の保険者は、『人員不足』の理由から実施体制の確保ができないなど、地域間では取組に差があり、特に小規模の保険者で取組が進まない現状があることから、今後は研修会の他、個別支援も行っていく必要があります。

### (3) 住宅改修等の点検

#### ①住宅改修の点検

住宅改修に係る事前又は事後の現場確認については、19保険者（86.4%）が、申請時の書面の審査で確認できない場合や疑義のある場合は行うとしています。

実施に当たっての課題として、専門的な知識を要する点検であり、具体的には、改修規模、見積額、使用材料の品質などの妥当性についての判断基準がないことが挙げられています。

また、人員体制の面から、現場確認へ出向くことはできないといった声もあり、書面での確認を十分に行い、実施しています。

今後は、住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けることが望まれます。

#### ②福祉用具購入・貸与調査

17保険者（77.3%）が、住宅改修の点検と同様に、申請時の書面の審査で確認できない場合や疑義のある場合は現場確認を行うとしています。実際は、カタログにより商品が明らかとなっていることや、事前に事業者や介護支援専門員から対象となるか問い合わせがある場合が多く、福祉用具に関しての現場確認まで行う件数は少なくなっています。

調査を行っている保険者では、認定情報や適正化システムを活用し、軽度者の貸与や短期間での追加購入や買い換えの場合など、条件を抽出して、調査を行っています。

同じ用途で使用する福祉用具であっても、品質やデザインにより金額が大きく違う場合もあり、調査対象の選定に苦慮している事例も見受けられることから、県では確認を要するケースの見極め方などについての研修会を開催しています。

福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けることが望まれています。

### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合は、国保連がすべての保険者から業務委託を受けて実施し、過誤調整処理までを行っています。

実施主体である保険者が、事業への取組意識について、希薄にならないよう、帳票の確認方法等について研修会を開催する必要があります。

### (5) 介護給付費通知

介護給付費の通知については、15保険者（68.2%）が実施していますが、今後も継続するとしている保険者がいる反面、効果に疑問を感じている保険者もあり、費用対効果や人的体制面から他の事業を優先するなど、実施に消極的な意見が目立つ事業でもあります。

理由としては、『作業量が多く、実施体制が整わない』、『効果が期待できない（みえない）』、『費用がかかる』、『通知したことで、問い合わせ

が多くなり、業務が煩雑になりそう』といったことが挙げられています。

一方で、実施している保険者においては、同封する文書や発送時期・方法の検討を行い、受給者に分かり易い通知の工夫を行っています。

効果の面では、事業所側への牽制に効果を感じていることや、適正な保険料の設定であることを伝えられているのではないかとの意見もありました。

国保連では、平成26年度から介護給付費通知作成業務の受託を始めており、業務受託開始当初6保険者が委託していましたが、平成29年度は10保険者が委託を行っています。

また、委託をしていない保険者においては、独自の手法により取り組んでいるところもあります。

#### **(6) 積極的な実施が望まれる取組**

##### **・ 給付実績の活用**

国保連が適正化システムにより提供している給付実績の活用については、13保険者（59.1%）がケアプラン点検や福祉用具等調査の対象抽出へ活用するなどしています。

活用していない保険者は、「帳票やデータの活用方法が分からない」といった理由で、活用できていないといった意見がありました。

県や国保連では、適正化システムの操作説明会や帳票やデータの活用方法に関する研修会や保険者個別訪問を実施し支援を行っています。

### 第3 計画の推進（実施目標）

#### 1 第4期の取組方針と目標・支援

第4期計画期間において、主要5事業等を着実に実施し、介護給付の適正化につなげることが重要であることから、秋田県が目指す実施目標と支援内容を次のとおりとします。

また、なかでも重点的に取り組むべき項目を①ケアプランの点検 ②縦覧点検・医療情報との突合 ③要介護認定の適正化 とします。

事業名	目的	内容	第4期計画終了時の目標	県が実施する保険者支援
要介護認定の適正化	調査員間の格差を是正し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る	<p>指定居宅介護支援事業所に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果の保険者による点検の実施</p> <p>市町村職員等(事務受託法人含む)が実施した、新規申請等の認定調査の結果について、調査担当者以外の職員による点検の実施</p>	全保険者が実施	<p>・新任者向け、現任者向けの認定調査員研修を開催し、適正な調査の実施方法に関する研修の実施</p> <p>・保険者職員等向けの要介護認定の分析に関する研修の開催</p>
ケアプランの点検	第三者による点検及び支援を行うことで、受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、状態に適合していないサービス提供を改善する	受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点で保険者による点検の実施	全保険者が実施	<p>・保険者職員等点検職員向けの研修会の開催</p> <p>・保健・医療・福祉の専門家による検討、主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体による点検体制を検討</p>

事業名	目的	内容	第4期計画終了時の目標	県が実施する保険者支援
住宅改修等の点検	受給者の状態にそぐわない、不適切又は不必要な住宅改修・福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体状態に応じた必要性を確認する	申請書類に添付されている見積書や写真では受給者の状態に応じた改修や用具が疑義がある場合の訪問調査の実施	全保険者が実施	保険者職員等点検職員向けの研修会の開催
縦覧点検・医療情報との突合	請求の誤りや重複請求を発見する	国保連が実施した突合結果の確認と、必要に応じた事業者への連絡調整の確実な実施	全保険者が実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用促進への助言・指導</li> <li>・システムに関する研修会等において、改めて帳票確認について実施するよう助言</li> </ul>
介護給付費通知	<p>受給者や事業者に対する適切なサービス利用の普及啓発</p> <p>受給者自身が、請求の内容やサービス利用について自己点検するきっかけづくり</p>	受給者が利用した介護保険サービスとその費用の通知	<p>9割の保険者が実施</p> <p>実施しない保険者は、通知の送付以外に、受給者が自己のサービスを点検できる取組を実施すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事例の情報提供・補助制度の紹介</li> <li>・介護給付費通知以外に受給者が自己のサービスを点検できるような取組の紹介</li> </ul>
(積極的な実施が望まれる取り組み) 給付実績の活用	不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成	適正化システムから提供される帳票を活用し、過誤調整や事業者等への指導の実施	全保険者が実施	国保連との共催による、適正化システムの操作研修の開催

適正化事業		実績			
		H29までに 実施済	H30	H31	H32
ア. 要介護認定の適正化	①委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検 直営で認定調査を行っている場合の実態把握	86.4(19)	90.9(20)	95.5(21)	100(22)
	②格差是正に向けた取組	45.5(10)	63.6(14)	81.8(18)	
	③その他、任意の事業	適宜実施			
イ. ケアプランの点検	保険者によるケアプランの点検の実施	63.6(14)	72.7(16)	86.4(19)	100(22)
ウ. 住宅改修等の点検	①住宅改修の点検	86.4(19)	90.9(20)	95.5(21)	
	②福祉用具購入・貸与状況の確認	77.3(17)	86.4(19)	95.5(21)	
	③その他、任意の事業	適宜実施			
エ. 縦覧点検・医療情報との突合	①縦覧点検	100(22)			
	②医療情報との突合				
	③その他、任意の事業	適宜実施			
オ. 介護給付費通知	①介護給付費通知の送付	68.2(15)	72.7(16)	80(18)	90(20)
	②その他、任意の事業	適宜実施			
カ. その他積極的な実施が望まれる取組(給付費実績の活用)	①国保連介護給付費適正化システムにおける給付費実績の活用	59.1(13)	72.7(16)	86.4(19)	100(22)
	②その他、任意の事業	適宜実施			
キ. 指導監督との連携	①指導監督との情報共有	100(22)			
	②苦情・通報情報の適切な把握及び分析				
	③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導				
	④受給者等から提供された情報の活用				
	⑤その他、任意の事業	適宜実施			
ク. 制度の周知	適正化事業の意義や取組の周知・広報	45.4(10)	100(22)		
ケ. その他	①適正化各事業の実施結果の活用 (事業者等へのフィードバック、周知のための勉強会・研修会の開催、等)	40.9(9)	59.1(13)	77.3(17)	100(22)
	②適正化の推進に役立つツールの活用 (見える化システム・適正化システム・地域ケア会議のいずれかの活用)	72.7(16)	81.8(18)	90(20)	

## 2 保険者が実施する事業

各保険者は第4期計画において実施する具体的な事業の内容及び取組目標を「介護保険事業計画」の中に定めます。

以下の主要5事業等を着実に実施することとし、第3期計画の実施状況を踏まえ、それぞれの趣旨・実施方法を確認しながら、地域の実情に応じた具体性・実効性のある方法を見直しながら取り組めます。

### (1) 主要5事業および積極的な実施が望まれる事業の取組

#### ①要介護認定の適正化

##### ア 認定調査の市町村職員によるチェック・点検

- ・指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について点検を実施し、適切・公平な要介護認定の確保を図ります。
- ・市町村が直営または事務受託法人に委託している認定調査の結果について点検を実施し、適切に認定調査が行われるよう実態を把握します。

##### イ 要介護認定のばらつきの是正等に向けた取組

- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体間の格差等についての分析、また、認定調査項目別の選定状況について、他の自治体と比較した分析等、要介護認定のばらつきの是正に向けた取組を行います。

#### ②ケアプランの点検

- ・利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか等に着目してケアプランの点検を実施します。
- ・近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てた点検等も実施します。
- ・点検を実施する際には、地域の介護支援専門員のケアプラン作成傾向の分析や、サービス利用や給付費が増加している特定のサービス種別のプランの点検など地域の課題分析を行い、点検後のケアプランの改善状況を把握することで、ケアプラン点検を実施したことによる効果を検証します。

#### ③住宅改修等の点検

##### ア 住宅改修の点検

- ・受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により受給者の身体状況に応じた内容であるか、施工状況の点検を行います。

##### イ 福祉用具購入・貸与調査

- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認し、受給者の身体状況に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

##### ア 縦覧点検

- ・複数月にわたる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の確認を行います。

##### イ 医療情報との突合

- ・入院情報と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行います。

#### ⑤介護給付費通知

- ・受給者本人又は家族に対して、サービスの利用状況及び費用等について通知し、自ら受けているサービスを改めて確認する機会とします。
- ・介護給付費通知の送付を実施しない場合も、受給者本人又は家族がサービス利用状況等を自己点検できるような取組を実施します。

#### ⑥積極的な実施が望まれる取組

##### ・給付実績の活用

国保連で実施する審査支払の結果から作成され、適正化システムによって出力される給付実績を活用し、提供されたデータの分析を行い不適切な給付や事業者を発見し、過誤調整や事業者等への指導を実施します。

### (2) 指導監督に関する取組

#### ①指導監督事務との情報共有

- ・情報を共有し、指導監督体制の充実を図ります。

#### ②苦情・通報情報の適切な把握及び分析

- ・保険者又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する効率的な指導監督を実施します。

#### ③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

- ・国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導や監査を実施します。

#### ④受給者等から提供された情報の活用

- ・受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、県と合同又は市町村自ら監査を実施します。

### (3) 制度の周知

- ・適正化事業の意義や取組についての周知・広報を実施します。
- ・「市町村介護給付適正化計画」は、基本指針及び本指針を踏まえ「第7期介護保険事業計画」において定めます。



#### (4) 適正化の推進に役立つツールの活用

##### ①地域包括ケア「見える化」システム

- ・国が提供する地域包括ケア「見える化」システムで、全国平均や他保険者との比較や時系列比較などの自己分析を行い、重点的に取り組むべき分野の指標データを明らかにし、目標設定等に活用します。

##### ②適正化システム

- ・適正化に特化したシステムとして非常に効果的に利用できることから、出力された帳票を活用していきます。
- ・頻繁に確認を要する事業者等が出力された場合には、定期的な確認を行い、事業者等のサービス内容等について点検します。

##### ③地域ケア会議

- ・地域包括支援センターが中心となって行う医療・介護の多職種協働の場であることから、介護支援専門員が抱える支援困難なケース等のケアマネジメント支援を行い、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を支援します。
- ・ケアプラン点検の結果分析によって明らかとなった地域課題について議論し、保険者における新たな資源の開発につなげます。

### 3 保険者の実施目標

保険者は、具体的な目標の策定に当たっては、地域の状況を十分に踏まえた上で、具体的な事業の目標及び実施内容等を設定します。

PDCAサイクルを活用しながら進めていくことが、より効果的な事業実施へとつながることから、可能な限り具体的な数値等目標を事業毎に設定します。

全ての事業を実施することが望ましいですが、均等に拡充して実施していくことが難しい場合は、国や県の重点目標を念頭におき、優先して取り組む事業とその理由を設定し、具体的な実施方法について検討します。

また、確実に成果が見込まれる事業を中心に、点検の実施率、月数、回数等を増やすため、より工夫を凝らした事業内容や実施方法を検討します。

#### 【国が示す優先的取組事業】

1. 縦覧点検・医療情報との突合
2. ケアプランの点検
3. 介護給付適正化を進める上で効果的と考える適正化事業

※出典：厚生労働省 『「第4期介護給付適正化計画」に関する指針について』

#### 【秋田県が示す優先的取組事業】

1. 縦覧点検・医療情報との突合
2. ケアプランの点検
3. 要介護認定の適正化

【表 各保険者の年度毎目標及び実施内容（第4期計画期間中）】

●要介護認定の適正化

各年度の目標	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市
30年度	点検件数3,000件	直営の調査員研修や情報交換 1回/月。委託調査は全件点検。訪問点検1回/3年	全件	認定調査全件	委託している認定調査結果を保険者が点検。市職員が実施した認定調査結果を調査担当者以外の職員が点検。(全件を点検する。実施率100%)市の認定調査員を増員する。	現状どおり、市町村実施・外部委託ともにすべての調査票を点検する。目標値:100%
31年度	点検件数3,000件	同上	全件	認定調査全件	委託している認定調査の結果の保険者による点検及び市職員が実施した認定調査結果の調査担当者以外の職員による点検。(全件を点検する。実施率100%)	同上
32年度	点検件数3,000件	同上	全件	認定調査全件	同上	同上
内容	継続 委託している更新認定調査結果に対して、担当職員による点検等を実施。	継続 直営の調査員の定期的な研修や、委託している調査の保険者による点検等により、適切かつ公平な認定調査の確保を図る。	継続 認定調査票の内容について、申請区分や直営・委託に関わらず、調査従事者以外の職員が全件確認する。	継続 委託した認定調査の結果は市による点検を実施する。市が行った認定調査の結果は、調査担当者以外の職員が点検を行う。	継続 委託している認定調査の結果の保険者による点検及び市職員が実施した認定調査結果の調査担当者以外の職員による点検を認定調査員マニュアルに則り行い、指摘事項がある場合は担当調査員に確認し調査票の訂正や再提出を求める。また、更新申請や区分変更申請について市職員による調査件数を増やす。	継続 市町村実施・外部委託ともにすべての調査票を点検する。
各年度の目標	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	
30年度	100%	週1回、年2,200件	申請全件	実施率:99% 実施月数:12ヶ月 実施件数:350件	全ての認定調査において実施	
31年度	100%	同上	申請全件	同上	同上	
32年度	100%	同上	申請全件	同上	同上	
内容	継続 ・調査員以外の職員による調査票の点検を行う。 ・調査員の打ち合わせを実施する。	継続 ・認定審査会に認定調査票等を提出する前に、認定調査員でない職員により調査内容を確認する。 ・これにより、調査員相互の認定調査に対する共通認識を図り、適切で公正な認定調査の確保を図る。	継続 新規・更新・変更申請について、認定調査の選択項目及び特記事項を確認する。また、主治医意見書の記載内容について、その整合性を確認する。	継続 ・全ての要介護・要支援認定における訪問調査を、町職員及び臨時職員にて実施。(保健師2・社会福祉士1:看護師5・介護福祉士1) ・全ての認定調査の内容を町包括支援センターの職員が事前にチェックし、助言・指導等を実施する。	継続 全ての認定調査について、調査内容の確認及び疑義が生じた場合には聞き取りを実施して確認する。	

各年度の目標	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町
30年度	実施率50%	点検:申請全件 研修:2事業所	1回	全件実施	随時	全調査
31年度	実施率75%	同上	1回	全件実施	随時	全調査
32年度	実施率100%	同上	1回	全件実施	随時	全調査
内容	30年度開始 ・指定居宅介護支援事業所に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果の点検の実施。 ・町職員が実施した調査についても、調査した職員とは別の職員が書面を審査する。	継続 ・指定居宅介護支援事業所に委託している区分変更及び更新申請にかかる認定調査の結果についての点検の実施。 ・認定審査会からの講師派遣による、認定調査員研修の実施。	継続 ・認定調査員研修を開催する。主に特記事項の記載について平準化を図る。 ・県主催の新任・現任向けの認定調査員研修への参加を呼び掛け。 ・訪問調査内容について介護認定審査会からの問い合わせがあった事案について、町内介護支援専門員の会議で報告分析する。	継続 例年同様、全申請に係る認定調査の調査票と特記事項や主治医意見書との記載内容の整合性を確認する。	継続 認定調査結果について特記事項や主治医意見書と比較し、整合性を確認する。	30年度開始 新規:町職員。 更新:委託契約している事業所及び包括支援センター。 区分変更:包括支援センターが実施。 偏見が入らないよう分担。
各年度の目標	大潟村	羽後町	東成瀬村	本荘由利広域	大曲仙北広域	
30年度	審査前案件(全件)に対して、特記事項と主治医意見書の内容の整合性を確認する。	毎回点検	認定調査の結果について、選択項目、特記事項及び主治医意見書と比較し、整合性を確認する。	認定調査を委託している事業所のうち、28事業所の調査に同行する。	全件実施	
31年度	同上	同上	同上	認定調査を委託している事業所のうち、27事業所の調査に同行する。	全件実施	
32年度	同上	同上	同上	認定調査を委託している事業所のうち、28事業所の調査に同行する。	全件実施	
内容	継続 担当者及び介護認定審査会において整合性を確認する。	継続 ・認定調査結果を他の職員がその都度点検する。 ・認定調査委員研修会へ積極的に参加する。	30年度以降 ・指定居宅支援事業所に委託している区分変更及び更新申請にかかる認定調査の結果の点検をする。 ・村職員が実施した新規申請等の認定調査の結果の点検をする。	継続 認定調査を委託している圏域内の事業所1つにつき、2年に1回程度認定調査に同行し、内容のチェックを行い、認定調査の標準化を図る	継続 ・全申請に係る認定調査の内容を確認。 ・保険者独自の認定調査員対象の研修会を年1回実施。	

●ケアプラン点検

各年度の目標	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市
30年度	点検件数700件	市内に住所のある居宅介護(介護予防)支援事業所の点検。 年間30件以上	5事業所 計15件	6～8箇所居宅介護支援事業者	市内全22事業所(実施率100%)を対象に年2回各事業所2プランを点検する。ケアプラン点検担当を2名体制にし、点検の充実を図る。点検後、管理者及び担当ケアマネと面談を実施する。	市内居宅支援事業所の半数に対し、点検を実施する 目標値:市内居宅介護支援事業所の50%
31年度	点検件数700件	同上	同上	6～9箇所居宅介護支援事業者	同上	市内居宅支援事業所のすべてに点検を実施する。 目標値:市内居宅介護支援事業所の100%
32年度	点検件数700件	同上	同上	6～10箇所居宅介護支援事業者	同上	ケアプラン作成に係る研修会を開催する。 目標値:開催回数1回
内容	継続 ケアマネジャーからケアプランを提出させて、内容の点検、文書による指導、外部委員で構成する検討会などを実施。	継続 ケアプラン分析システムやケアプラン点検支援マニュアルを活用し、市内に住所のある居宅介護(介護予防)支援事業所を対象にケアプラン点検を行い「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行う。	継続 利用者の身体状況等と整合性がとれているか、自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して、事業所に対する実地指導に同行し確認するほか、個別に事業所を訪問してケアプランの内容を確認する。	継続 国保連から提供されたデータ・プログラムにより、自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点でデータの抽出したものを元にケアマネと面談等を行う。	継続 ・現在は通知による指導だけとなっている。 ・30年度から点検後、管理者及び担当ケアマネと面談し、保険者の視点から確認及び確認結果に基づく指導をする。 ・また、専門的な見地から地域包括支援センターからの協力を得る。	継続 点検するケアプラン数を増やすのではなく、現在年間3～4件の事業所に対して実施しているものを対象事業者を増やし、関わる機会を増やすことを目標とする。
各年度の目標	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	
30年度	市内居宅介護支援事業所を対象に年1回	6件	11事業所:30件	実施率:95% 実施月数:12ヶ月 実施件数:130件	半年に1回程度	
31年度	同上	8件	8事業所:50件	同上	4ヶ月に1回程度	
32年度	市内居宅介護支援事業所を対象に年2回	10件	14事業所:50件	同上	3ヶ月に1回程度	
内容	継続 抽出による点検を行い、事業所に対してヒアリングを実施する。	継続 本市地域包括支援センターと連携し利用者に対し適切なケアプランが作成されているか点検する。また、点検を行うことにより、市内居宅介護支援事業所の資質向上を図りながらケアプラン作成における共通認識の徹底を図る。	継続 事業所に対する実地指導(3年に1回)に合わせてケアプラン点検を実施する。	継続 新規や内容に変更が生じたケアプラン全てについて、事業者からプランを提出させ、確認及び確認結果に基づく指導等を行う。 点検者1(保健師兼主任介護支援専門員)	30年度開始 居宅介護のサービス計画を中心に、記載内容を確認していく。給付の適正化と併せて、ケアマネジャーの資質向上を目指した内容としていく。	

各年度の目標	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎湯町	井川町
30年度	半年に1回 各事業所対象 担当者1人につき1 事例	年1回 2事業所	1回	2ヶ月に1回システ ムによる対象者抽 出にて実施	年1回程度	2回
31年度	同上	同上	1回	同上	年2回程度	2回
32年度	同上	同上	1回	同上	年2回程度	2回
内容	30年度開始 ・受給者の自立支 援に資する適切な ケアプランになっ ているかという観点 で点検の実施。 ・適正化システム やケアプラン分析 システムを活用し、 地域の介護支援 専門員のケアプラン 作成傾向を分析、 対象事業所を絞り 込みを実施。	継続 ・受給者の自立支 援に資するケアプ ランになっているか という観点で保険者 及び地域包括支援 センター共同によ る点検の実施。 ・適正化システム 等を活用し、事業 所ごとの点検を 実施。 ・研修会等への積 極的参加。	30年度開始 ・国保連合会提供 データを活用し、 サービスの偏りや 必要性などについ て点検・分析を行 う。 ・地域包括支援セ ンターと共同で実 施。	継続 地域包括支援セン ターの主任ケアマネ を中心に、適正化シ ステムのデータを活 用して実施する。 (短期入所の長期 利用及び利用増加 となったサービスに 絞る)	継続 点検をする事業所 のケアプランがケア マネジメントのプロ セスを踏まえ「自立 支援」に資する適切 なケアプランとなっ ているか、基本とな る事項を該当事業 所の介護支援専門 員とともに検証確認 しながら、介護支援 専門員の「気づき」 を促すとともに、適 正な介護給付に繋 がるように取り組 む。	継続 国保連からの分析 システムの情報を 使用。
各年度の目標	大潟村	羽後町	東成瀬村	本荘由利広域	大曲仙北広域	
30年度	サービス利用率を 確認する。 点検回数12回	年1回	半年に1回程度、各 事業所のケアプラン についての点検を 実施する。	月2回実施する。	18件(30件)	
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	
内容	継続 利用率の高いもの について確認する。	継続 年1回1事業所を対 象に所属ケアマネ のケアプランを事前 に数人分提出いた だき事前検討した うえ、面談形式で 検討していく。	30年度以降 ケアプラン分析シ ステム等を活用し、 自立支援に資する ケアプランとなっ ているか点検する。	継続 ・構成市毎に月1 回、居宅介護支援 事業所1事業所から ケアプランを提出 してもらい、自立 支援に資するケア プランになっている か事業所と共同で 点検を行う。 ・点検後には、気 づいた点を反映し たプランを作成し てもらい、次回の ケアプラン作成に 活かしてもらう。	継続 ケアプラン分析シ ステムを活用し、 適正化の観点から 対象者を年間30 件超を抽出。抽出 した対象者のケア プランを担当ケア マネジャーから提 出してもらい、保 険者が確認。面談 の必要があると 判断したケアプラン の担当ケアマネ ジャーに対して、 委託している主任 ケアマネジャーと 保険者で「気づき」 を促し、適正な給 付管理に努めら うようにする。	

●住宅改修等の点検

各年度の目標	秋田市			能代市			横手市																																																													
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与																																																											
30年度	問合件数150件	問合件数300件	問合件数100件	年間10件以上	年間5件以上	年間5件以上	事前申請・支給申請時に全件	事前申請・支給申請時に全件	実地指導時に抽出																																																											
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上																																																											
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上																																																											
内容	継続 書類審査を経ても適正か否かを確認できない事案について、事業者への問合せ又は現地確認を実施。			継続 住宅改修の点検を行ない、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除し、適切な給付を図る。			継続 訪問して利用状況や計画書等を点検します。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な購入を排除し、適切な給付を図る。																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各年度の目標</th> <th colspan="3">大館市</th> <th colspan="3">男鹿市</th> <th colspan="3">湯沢市</th> </tr> <tr> <th>住宅改修</th> <th>購入</th> <th>貸与</th> <th>住宅改修</th> <th>購入</th> <th>貸与</th> <th>住宅改修</th> <th>購入</th> <th>貸与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>申請に疑義がある分</td> <td>申請に疑義がある分</td> <td>申請に疑義がある分</td> <td>【事前申請】 随時 【事後申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)</td> <td>【支給申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)</td> <td>【書面等の確認】 随時 (全件を点検。実施率100%)</td> <td>初めて住宅改修を実施する事業所の改修工事に対して現地点検を実施する。 目標値:新規事業所の80%</td> <td>申請書による審査を継続する。 目標値:100%</td> <td>市へ事前申請が必要な軽度者の福祉用具貸与について、申請状況と給付実績の突合審査を行う。 目標値:100%</td> </tr> <tr> <td>31年度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>受領委任払い制度の登録後2年以上実績がない事業所に対して現地点検を実施する。 目標値:対象事業所の100%</td> <td>申請添付書類にケアプランを追加し、点検を行う。 目標値:100%</td> <td>国保連合会から提供される福祉用具貸与費一覧表にて、請求単位数の審査を行う。 目標値:検査率100%</td> </tr> <tr> <td>32年度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>疑義が生じた申請について、現地点検を実施する。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">継続 受給者の身体状況に応じた住宅改修となっているか利用者宅の訪問・利用者の状態の確認、施工状況の確認を行う。</td> <td colspan="3">継続 事前申請・事後申請の全ての書類を確認する。見積書、写真、対象者の介護サービス利用状況(例:短期入所を長期で利用しているにもかかわらず住宅改修を申請している場合等)に疑義が生じた場合、現地確認や担当する介護支援専門員への聞き取りを行う。</td> <td colspan="3">継続 貸与開始前に「軽度者に対する福祉用具貸与届出書」を提出してもらい、必要性の有無を書面等の確実な方法で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>										各年度の目標	大館市			男鹿市			湯沢市			住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	30年度	申請に疑義がある分	申請に疑義がある分	申請に疑義がある分	【事前申請】 随時 【事後申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)	【支給申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)	【書面等の確認】 随時 (全件を点検。実施率100%)	初めて住宅改修を実施する事業所の改修工事に対して現地点検を実施する。 目標値:新規事業所の80%	申請書による審査を継続する。 目標値:100%	市へ事前申請が必要な軽度者の福祉用具貸与について、申請状況と給付実績の突合審査を行う。 目標値:100%	31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	受領委任払い制度の登録後2年以上実績がない事業所に対して現地点検を実施する。 目標値:対象事業所の100%	申請添付書類にケアプランを追加し、点検を行う。 目標値:100%	国保連合会から提供される福祉用具貸与費一覧表にて、請求単位数の審査を行う。 目標値:検査率100%	32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	疑義が生じた申請について、現地点検を実施する。	同上	内容	継続 受給者の身体状況に応じた住宅改修となっているか利用者宅の訪問・利用者の状態の確認、施工状況の確認を行う。			継続 事前申請・事後申請の全ての書類を確認する。見積書、写真、対象者の介護サービス利用状況(例:短期入所を長期で利用しているにもかかわらず住宅改修を申請している場合等)に疑義が生じた場合、現地確認や担当する介護支援専門員への聞き取りを行う。			継続 貸与開始前に「軽度者に対する福祉用具貸与届出書」を提出してもらい、必要性の有無を書面等の確実な方法で確認する。		
各年度の目標	大館市			男鹿市			湯沢市																																																													
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与																																																											
30年度	申請に疑義がある分	申請に疑義がある分	申請に疑義がある分	【事前申請】 随時 【事後申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)	【支給申請】 毎月 (全件を点検。実施率100%)	【書面等の確認】 随時 (全件を点検。実施率100%)	初めて住宅改修を実施する事業所の改修工事に対して現地点検を実施する。 目標値:新規事業所の80%	申請書による審査を継続する。 目標値:100%	市へ事前申請が必要な軽度者の福祉用具貸与について、申請状況と給付実績の突合審査を行う。 目標値:100%																																																											
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	受領委任払い制度の登録後2年以上実績がない事業所に対して現地点検を実施する。 目標値:対象事業所の100%	申請添付書類にケアプランを追加し、点検を行う。 目標値:100%	国保連合会から提供される福祉用具貸与費一覧表にて、請求単位数の審査を行う。 目標値:検査率100%																																																											
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	疑義が生じた申請について、現地点検を実施する。	同上																																																											
内容	継続 受給者の身体状況に応じた住宅改修となっているか利用者宅の訪問・利用者の状態の確認、施工状況の確認を行う。			継続 事前申請・事後申請の全ての書類を確認する。見積書、写真、対象者の介護サービス利用状況(例:短期入所を長期で利用しているにもかかわらず住宅改修を申請している場合等)に疑義が生じた場合、現地確認や担当する介護支援専門員への聞き取りを行う。			継続 貸与開始前に「軽度者に対する福祉用具貸与届出書」を提出してもらい、必要性の有無を書面等の確実な方法で確認する。																																																													

各年度の 目標	鹿角市			潟上市			北秋田市		
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与
30年度	100%	100%	隔月	6件	6件	6件	見積書及び竣工写真の点検 実施率:100%	実施率:100%	実施率:100%
31年度	100%	100%	隔月	8件	8件	8件	同上	同上	同上
32年度	100%	100%	隔月	10件	10件	10件	同上	同上	同上
内容	継続 着工前、着工後の状態を写真で確認を行い、疑義がある場合は訪問調査を実施する。	継続 福祉用具が必要な理由の確認を行う。	30年度開始 同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケースの確認を行う。	継続 必要に応じて利用者及び事業者立会いの下、事前申請による現地確認又は改修終了後に受給者の心身状況に応じた適切な改修がなされたかを確認する。	継続 安易な購入・貸与を防ぐため、利用者及び事業者立会いの下、福祉用具購入時に心身状況に応じた必要性や利用状況等を確認する。	継続 施工前のお見積書と施工後の竣工写真を確認する。受給者の身体状態にそぐわない等の疑義がある場合は、再見積り依頼や現地調査を実施する。	継続 適正化システム(市独自導入)を活用し、受給者の身体状態に適した購入・貸与となっているかを確認する。		
各年度の 目標	小坂町			上小阿仁村			藤里町		
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与
30年度	実施率:100% 実施件数:20件	実施率:100% 実施件数:30件	実施率:100% 実施件数:50件	年間に1件程度	年間に1件程度	随時	疑義がある場合訪問調査を実施	疑義がある場合訪問調査を実施	疑義がある場合訪問調査を実施
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
内容	継続 全ての住宅改修費の給付について、認定調査時等に利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認点検を行う。	継続 全ての福祉用具購入費・貸与費に関し、申請時に利用者における必要性の確認点検を行う。認定調査時等に現物の確認を行う。	継続 事前申請時の利用者宅の確認及び、施工状況を確認する。	30年度開始 利用者の状況確認を行う。	30年度以降開始 内容に疑義がある場合、訪問調査等を行う。	30年度開始 ・申請書類に添付されている見積書や写真では、受給者の状態に適切か疑義がある場合の訪問調査の実施。 ・受給者の身体状態に応じた改修の選択になっているか確認。	30年度開始 受給者の身体状態に応じた用具の選択になっているか確認。	30年度開始 ・要介護度が変更になっても同一品目の継続貸与がないか確認。 ・貸与品目の単位数が高額でないか確認。	
各年度の 目標	三種町			八峰町			五城目町		
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与
30年度	申請全件	申請全件	月1回 申請全件	全件	全件	1回	身体状態にあった改修の確認	身体状態にあった用具の確認	介護度変更者の貸与確認
31年度	同上	同上	同上	全件	全件	1回	同上	同上	同上
32年度	同上	同上	同上	全件	全件	1回	同上	同上	同上
内容	継続 申請書類による点検及び疑義のあるケースについては、事業者への確認または現場訪問調査を実施。	継続 利用者の身体状態に応じた用具の選択になっているか、その必要性について確認。	継続 ケアプラン点検の実施および医療情報との突合により確認。	継続 事前審査により身体状況にあった内容か、又不適当工事がなないかを確認する。状況に応じ担当ケアマネより聞き取りも行う。事後は写真による確認。	継続 事前審査の全件実施。担当ケアマネの聞き取りを行い購入品目の必要性について確認する。	30年度開始 高額な貸与品目について実態の確認を行う。	継続 申請書類の内容に疑義がある場合、事前・事後の訪問調査を行う。	継続 申請書類の内容に疑義がある場合、訪問調査を行う。	

●住宅改修等の点検

各年度の 目標	八郎湯町			井川町			大湯村		
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与
30年度	随時	随時	随時	100%	100%	100%	申請のあったもの全てについて、内容、状況を確認する。	申請のあったもの全てについて、内容、状況を確認する。	サービス利用率を確認する。点検回数12回
31年度	随時	随時	随時	100%	100%	100%	同上	同上	同上
32年度	随時	随時	随時	100%	100%	100%	同上	同上	同上
内容	継続 ・事前訪問調査の実施。改修後は写真にて確認を行う。 ・内容に疑義がある場合は調査を実施する。	継続 内容に疑義がある場合は調査を実施する。	継続 事前訪問調査。事後書類調査。	30年度開始 事前事後書類調査。	30年度開始 国保連からの情報及びケアマネからの聞き取り。	継続 内容に疑義のあるものに対して、確認調査を実施する。	継続 内容に疑義のあるものに対して、確認調査を実施する。	30年度開始 利用率の高いものについて確認する。	
各年度の 目標	羽後町			東成瀬村					
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与			
30年度	毎回点検	毎回点検	適正化システムなどを利用し点検する	疑義がある場合には随時、関係者への聞き取りや実地調査を行う。	疑義がある場合には随時、関係者への聞き取りや実地調査を行う。	疑義がある場合には随時、関係者への聞き取りや実地調査を行う。			
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
内容	継続 申請内容を精査し疑義あるものは聞き取り現地調査をする。	継続 申請内容から身体状況にあったものかを精査し疑義あるものについては調査する。	平成30年度以降申請書類に添付されている見積書や写真に疑義がある場合に確認・調査を実施する。	平成30年度以降申請書に記載されている内容等が適切であるか確認し、疑義がある場合には調査を実施する。	平成30年度以降介護度に応じた適切な用具貸与がなされているか確認し、疑義がある場合には調査を実施する。				
各年度の 目標	本荘由利広域			大曲仙北広域					
	住宅改修	購入	貸与	住宅改修	購入	貸与			
30年度	全ての申請書類を確認する。	全ての申請書類を確認する。	月1回実施する。	6件	20件	20件			
31年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
32年度	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
内容	継続 申請書類に添付された、見積もり、図面、写真を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聞き取りや、現地訪問を実施する。	継続 申請書に記載された福祉用具を必要とする理由を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聞き取りや、現地訪問を実施し、福祉用具の使用状況を確認する。	継続 要介護度が変更になっても、継続して貸与されている用具について、ケアプラン点検の対象とし、福祉用具の使用状況や必要性を確認する。	継続 住宅改修の申請で判断がつかない場合は、職員2名とケアマネ及び本人、家族立会いの下で改修内容が適切かを現地にて調査を実施。	継続 職員2名が自宅に訪問し、本人や家族から聞き取りを行い購入した用具が適切な給付かを確認。	継続 職員2名が自宅に訪問し、本人や家族から聞き取りを行い福祉用具貸与が適切な給付かを確認。			





●縦覧点検・医療情報との突合

各年度の目標	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市
30年度	点検件数100件	短期入所生活介護利用超過届出書の提出率60%以上	縦覧 年2回 医療突合 毎月	突合結果全件	【結果確認】毎月(毎月確認する。実施率100%)	市へ事前申請が必要な短期入所サービスの長期利用について、申請状況と給付実績の突合審査を行う。 目標値:100%
31年度	点検件数100件	短期入所生活介護利用超過届出書の提出率80%以上	同上	突合結果全件	同上	同上
32年度	点検件数100件	短期入所生活介護利用超過届出書の提出率90%以上	同上	突合結果全件	同上	同上
内容	継続 国保連合会の給付適正化システムから提供される給付実績情報を分析し、請求内容を点検。	継続 縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。	継続 【縦覧点検】国保連に委託し、過去に支払済みの介護給付費について、複数月の請求における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認する。 【医療との突合】国保連に委託し、過去に支払済みの介護給付費について、医療給付情報と突合し、請求内容を確認する。	継続 国保連から送付された突合結果を確認する。	継続 国保連へ委託。国保連から送付された突合結果を確認し、該当があった際は過誤申立の依頼をする。	継続 国保連協会からの提供資料を基に市への事前申請が適正に行われているかを審査する。
各年度の目標	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	
30年度	100%	毎月1回実施	確認及び請求誤りに対する過誤処理 実施率:100%	実施率:100% (縦覧)実施回数:2回 (突合)実施月数:12ヶ月	これまでと同様に、秋田県国民健康保険団体連合会へ委託。	
31年度	100%	同上	同上	同上	同上	
32年度	100%	同上	同上	同上	同上	
内容	継続 国保連からの突合結果により毎月確認を行い、必要な場合は事業所に照会する。	継続 秋田県国保連合会へ業務委託し定期的に実施。	継続 国保連が実施した突合結果を確認し、請求誤りがあった場合は、事業者への照会及び過誤申立書の作成・過誤処理を実施する。	継続 適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認を国保連へ委託し、国保連より送付された突合結果を確認する。		

各年度の目標	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町
30年度	毎月、国保連から送付された突合結果を確認。	月1回申請全件	全件	毎月提供データの確認を行う	随時	国保連からの情報を使用
31年度	同上	同上	全件	毎月提供データの確認を行う	随時	国保連からの情報を使用
32年度	同上	同上	全件	毎月提供データの確認を行う	随時	国保連からの情報を使用
内容	継続 ・国保連が実施した突合結果の確認。 ・必要に応じた事業者への連絡調整の確実な実施。	継続 ・国保連へ委託して実施。 ・突合結果について確認し、疑義のあるものについては事業者への照会や過誤調整を実施。	継続 国保連に委託し実施。	継続 国保連委託による突合結果を確認し、事業所への連絡調整を行う。	継続 国保連からの突合結果を確認する。	30年度開始 国保連からの情報を使用。
各年度の目標	大潟村	羽後町	東成瀬村	本荘由利広域	大曲仙北広域	
30年度	国保連からの突合結果を確認する。 点検回数12回	国保連へ委託	毎月1回、国保連にて実施する。 突合結果から、請求誤り等があった場合には、事業者へ照会を行う。	点検・突合により請求誤りが疑われるものについて全て確認する。	毎月	
31年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
32年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
内容	継続 国保連からの突合結果を確認する。	継続 国保連へ委託し突合結果を確認する。	継続 国保連から提供される突合結果の確認と、必要に応じて事業者への照会や過誤申立を行う。	継続 国保連に縦覧点検と介護給付と医療給付の突合について委託し、提供された縦覧点検一覧表、医療情報との突合結果を確認し、不正な請求について過誤調整を行う。	継続 国保連に委託し、内容確認後、過誤調整を行う。また、医療との突合は、毎月国保担当者で連携し入院日数等の整合性が取れない場合は過誤調整を実施。	

●介護給付費通知

各年度の目標	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市
30年度		年 2回 送付	年3回送付 12か月分 国保連にはがき作成を委託		年2回	要介護4以上の受給者に対して、介護給付費を通知する。 目標値：対象者に対して100%
31年度		同上	同上		年2回	在宅の受給者について、介護給付費を通知する。 目標値：対象者に対して100%
32年度		同上	同上		年2回	全受給者に対して通知を行う。 目標値：100%
内容		継続 受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、過度なサービス利用の抑制効果を図るため、介護給付費通知を送付。※通知書の作成は国保連へ委託。	継続 受給者に給付実績等の通知を行うことで、受給者の利用したサービスや支払った自己負担分に相違がないか確認を促す。	31年度開始 予算化を図っていく。	継続 30年度より国保連へ委託予定。 年2回(1～6月利用分を9月、7～12月分を翌年3月)通知する。	30年度開始 対象者を増やしながらか通知を発送し、受給者の反応から事業の効果を計る。
各年度の目標	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	
30年度	100%	年1回、12月に実施	受給者全員(施設入所者除く)に、年2回、事業者からの請求及び給付の状況を通知する。	実施率：100% 実施回数：2回 対象：居宅サービス利用者		
31年度	100%	同上	同上	同上		
32年度	100%	同上	同上	同上		
内容	継続 介護保険サービス利用者に利用内訳と給付費の一覧を通知する。	継続 介護給付費通知書をサービス利用者へ送付し、利用者自身や事業所がサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、利用者が受けているサービスを改めて確認し適正な請求に向けた抑制効果を図る。	継続 国保連に通知書の作成を委託し、受給者に対する送付は市が行う。	継続 ・年2回(12月と6月)介護サービス利用者に対する利用サービス内容と費用総額等の内訳を通知。 ・通知の作成を国保連へ委託。	30年度以降の開始へ向け検討 国保連への委託及び、独自での実施等を検討。	

各年度の目標	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町
30年度	サービス受給者に対し年2回通知	年2回 (6月、12月)		居宅・施設サービス 利用実績の通知	年2回、全対象者に 郵送し、通知	2回
31年度	同上	同上		同上	年2回、全対象者に 郵送し、通知	2回
32年度	同上	同上		同上	年2回、全対象者に 郵送し、通知	2回
内容	継続 ・受給者が自ら受けているサービスに要する費用を確認するために通知を送付。 ・年2回(4～9月分を11月、10～3月分を5月)実施する。	継続 国保連へ委託し、介護サービス利用者に対し、利用したサービスの内容と費用総額について通知し、利用者による自己点検を促す。	実施予定はないが、担当ケアマネジャーがサービス利用票により説明を行っている。	継続 国保連委託にて年2回発送。	30年度開始 国保連に事業委託をし、年2回(半年分)の給付費を対象者にお知らせする。	30年度開始 国保連への委託。
各年度の目標	大潟村	羽後町	東成瀬村	本荘由利広域	大曲仙北広域	
30年度	介護給付費通知書を送付する。 年2回	国保連へ委託	国保連に通知書の作成を委託し、介護サービス利用者へ通知する。	全受給者を対象に年1回実施する。	毎月	
31年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
32年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
内容	継続 国保連に委託し、在宅サービス利用者に対し介護給付費通知書を送付する。	継続 国保連へ委託し年3回発行する。	継続 国保連に通知書の作成を委託し、受給者が利用した介護サービスと費用の通知をする。	継続 受給者に対して前年に利用した介護サービスの種類と費用を通知し、同時に居宅介護支援事業所、施設等へも介護給付費通知の実施を通知する。	継続 毎月要介護認定の更新勧奨とともに、介護給付費通知を発行し、利用者・家族に自己負担額と給付費を通知。	

●給付実績の活用

各年度の目標	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	
30年度		ケアプラン分析システムデータをケアプラン点検の抽出に利用。	毎月	月1回	【福祉用具貸与調査】 毎月 【ケアプラン点検】 年2回 【実地指導】 デイサービスを中心に年間19事業所を実施。 【ショート長期利用調査】 毎月	
31年度		同上	毎月	月1回	【福祉用具貸与調査】 毎月 【ケアプラン点検】 年2回 【実地指導】 ショートステイを中心に年間17事業所を実施。 【ショート長期利用調査】 毎月	
32年度		同上	毎月	月1回	【福祉用具貸与調査】 毎月 【ケアプラン点検】 年2回 【実地指導】 ショートステイを中心に年間15事業所を実施。 【ショート長期利用調査】 毎月	
内容		継続 国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	継続 国保連から提供される情報(1次加工情報)を利用し、利用者のサービス利用状況や事業所のサービス提供体制等にかかる不適切事例の発見に活用する。	継続 適正化システムで赤色・黄色の表示が出た事業者を確認する。またケアプラン点検を行う際の対象の抽出に活用する。	継続 【福祉用具貸与調査】 国保連から送付される「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」をもとに、書面等の方法で保険者の確認を経ずに貸与されていないかどうかを確認する。 【ケアプラン点検】 ケアプラン点検の対象を抽出する際、「ケアプラン分析システム」を利用する。 【実地指導】 実地指導を実施する前に、「ケアプラン分析システム」を利用し事業所の赤・黄色表示を確認し問題を把握する。 【ショート長期利用調査】 国保連から送付される「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」をもとに長期利用者を確認する。	
各年度の目標	湯沢市	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村
30年度	現状どおり、ケアプラン点検対象者の選定等に活用する。	隔月	年1回、12月に実施	実地指導及び過誤調整への活用 実施率:100%	実施率:100% 実施月数:12ヶ月	毎月
31年度	同上	隔月	同上	同上	同上	毎月
32年度	同上	隔月	同上	同上	同上	毎月
内容	継続	30年度開始 適正化システムの給付実績を活用した請求内容の確認を行う。	30年度開始 真に必要なサービス提供及び介護給付費の効率運営を図るため、国保連から提供される帳票等を活用し、不適切なサービスの給付が無いかを点検し、該当事業所等へ改善するよう指導する。	継続 適正化システム(市独自導入)及びケアプラン点検システム(連合会)により、認定情報と給付実績を突合し、実地指導及び過誤調整に活用する。	継続 適正化システムから提供される帳票を活用し、不適正と思われる給付がある場合には、事業所への指導を行い、是正を図る。	30年度開始 国保連より情報が届いた時点で確認を行う。ケアプラン点検の対象者抽出の際に活用する。

各年度の目標	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町
30年度	毎月、適正化システムで確認を実施。ケアプラン点検に活用。	月1回申請全件	1回	毎月提供データの確認を行う	随時	毎月国保連提供データの確認
31年度	同上	同上	1回	同上	随時	同上
32年度	同上	同上	1回	同上	随時	同上
内容	30年度開始 ・国保連適正化システムから提供される帳票を活用し、過誤調整や事業者等への指導を実施する。 ・適正化システムで赤色・黄色表示がある事業者については、集中的に確認を実施する。 ・ケアプラン点検や住宅改修の点検を行う際に対象の抽出に活用する。	継続 ・適正化システムの給付実績を活用した情報提供帳票による請求内容等確認。 ・疑義のあるケースについて事業者へ確認。	30年度開始 国保連提供データの活用、システムの活用により点検・分析を行う。	継続 給付分析・事業所運営の把握・ケアプラン点検等の抽出に活用する。	継続 必要に応じて活用する。	継続 必要に応じ活用。
各年度の目標	大潟村	羽後町	東成瀬村	本荘由利広域	大曲仙北広域	
30年度	給付分析およびケアプラン点検の対象抽出に活用する。	年1回実地指導の際に利用する(毎年4施設程度)。	ケアプラン点検や住宅改修等の点検を行う際の対象の抽出に活用する。	月1回実施する。	毎月	
31年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
32年度	同上	同上	同上	同上	毎月	
内容	継続 ケアプラン分析システムにより対象を抽出する。	継続 実地指導の際に事に適正化システムにより実績等を確認し利用する。	平成30年度以降 適正化システムから提供される帳票を必要に応じて活用し、過誤調整や事業者等への指導の実施。	継続 国保連給付適正化システムとケアプラン分析システムにより提供される帳票により居宅介護支援事業所の傾向を把握して、ケアプラン点検の参考資料とする。	継続 国保連の適正化システムから得られる給付実績のデータを活用し、軽度者福祉用具貸与確認書が提出されているかの調査や、認定情報と利用サービスが不一致の場合など不適切な給付を発見した場合に、制度の理解と適切なサービス提供について指導や、必要に応じて過誤調整を実施。	

#### 4 目標達成のための取組方法（実施に当たってのポイント・手法例等）

「介護給付適正化計画」を推進するため、次の方策を参考に各保険者が実施方法を工夫しながら取り組みます。

##### （１）主要５事業および積極的な実施が望まれる事業の取組

###### ①要介護認定の適正化

###### ア 認定調査の市町村職員による点検（認定調査状況チェック）

- ・調査票と主治医意見書の比較検討による点検を実施します。
- ・全ての認定調査を点検することができない場合は、更新にかかる認定調査だけに絞り込んで実施するなど、保険者の体制に即した手法を検討します。
- ・認定調査を委託する場合は、同じケースを継続して同一の事業所に委託することや、担当介護支援専門員が認定調査に従事することのないようにするなど、調査の公平性を確保します。

###### イ 要介護認定のばらつきの是正等に向けた取組

- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率を把握して合議体に提示するとともに、合議体ごとの傾向を分析します。
- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率、認定調査項目別の選定状況の分析に当たっては、厚生労働省の要介護認定適正化事業で提供される『要介護認定業務分析データ』を活用し、他の自治体と比較し分析します。
- ・要介護認定のばらつきの是正・防止に向け、認定調査員、合議体構成員に対する研修会や相互の意見交換の機会を設けます。
- ・特記事項の記載に当たって、各認定調査員が共通認識のもとで行うことができるよう、研修会や意見交換の機会を設けます。
- ・合議体構成員を定期的に編成替え（３ヶ月毎、６ヶ月毎）して、合議体間の格差の是正や拡大防止に努めます。
- ・勘案してはならない内容に基づく変更をしていないか確認します。
- ・国が認定審査会に派遣する認定適正化専門員の技術的助言を得て、審査に反映させます。
- ・県が実施する認定審査会委員研修を受講します。

###### ②ケアプランの点検

- ・国が作成した『ケアプラン点検支援マニュアル』を活用し、点検を実施します。
- ・点検に携わる一般職員の、ケアマネジメントに関する研修会等への参加を促す等により、点検の充実を図ります。
- ・地域包括支援センターの専門職（主任介護支援専門員等）を活用し、ケアプランの質的なチェックを行います。
- ・適正化システムの帳票を活用し、点検対象とするケアプランを絞り込んで実施するなど、保険者の体制にあわせた手法を検討します。（「支給限度額一定割合超」、「30日を超える短期入所利用者」等）



- ・適正化システムの帳票を活用し、1種類のサービスのみの計画が多い事業者に対し利用者の意向が計画に反映されているか確認します。
- ・保健・医療・福祉の専門家による検討や指導チームの編成、主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体による点検体制を検討します。
- ・ケアプラン点検の分析結果から得られた課題を地域ケア会議で議論する、介護支援専門員に対する講習会を開催するなど、介護支援専門員の資質向上に活用します。
- ・国保連が提供するケアプラン点検に関する帳票を、点検対象の絞り込み等に活用します。
- ・ケアプラン点検に関する研修会を受講します。

### ③住宅改修等の点検

#### ア 住宅改修の点検

- ・建築担当部署や理学療法士、作業療法士等のリハビリテーションの専門職種等から技術的協力を得る等、専門的な視点から点検を行います。
- ・改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいケース等に点検の対象を絞り込んで実施するなど、保険者の体制にあわせた手法を検討します。
- ・点検マニュアルを作成し、改修内容を点検します。
- ・施工して一定期間経過後（3年、5年等）に訪問調査を行うなどして、実施による効果を検証します。
- ・点検に携わる一般職員の、住宅改修の点検に関する研修会等への参加を促す等により、点検の充実を図ります。

#### イ 福祉用具購入・貸与調査

- ・適正化システムにおいて、福祉用具の貸与品目の単位数を把握し、「単位数が大きいケース」や「複数の福祉用具の貸与を受けているケース」、「要介護度が変更になっても同じ福祉用具を使用しているケース」などに絞り込んで実施するなど、保険者の体制にあわせた手法を検討します。
- ・福祉用具の利用状況を確認し、必要性により貸与内容を見直します。
- ・点検に携わる一般職員の、福祉用具の点検に関する研修会等への参加を促す等により、点検の充実を図ります。

### ④縦覧点検・医療情報との突合

- ・国保連に委託して実施します。
- ・国保連から提供のあった帳票を確認し、入院情報と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行います。
- ・必要に応じて、事業者等への照会等を行い助言や指導につなげます。

### ⑤介護給付費通知

- ・国保連への委託を検討します。
- ・介護認定通知や保険料通知への同封や、圧着葉書通知の活用、数ヶ月分をまとめた内容での通知、また、介護支援専門員から手渡しで行ってもらうなどにより、郵送費用を軽減します。
- ・説明文書や自己点検リストを同封するなど、受け取った受給者が通知内容を理解できるよう工夫します。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員やサービス事業所への周知など、事業者の協力と理解を求めます。

### ⑥積極的な実施が望まれる取組

#### 給付実績の活用

- ・適正化システムから出力される給付実績のデータには、不適切な可能性のある事業所がある場合は強調表示がされることから、内容を確認し、必要に応じて事業者等へ過誤調整や指導を行います。
- ・活用頻度の高い5帳票を優先的に確認し、各種適正化事業の実施に活用します。
  - ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
  - ・福祉用具貸与費一覧表
  - ・支給限度額一定割合超一覧表
  - ・中山間地域等提供加算等算定受給者一覧表
  - ・適正化等による申立件数・効果額
- ・必要に応じて、国保連に情報の出力や加工を依頼し、全国や県、圏域の平均との比較・分析を行います。

### (2) 指導監督に関する取組

#### ①指導監督事務との情報共有

- ・適正化システムの情報を指導監督事務と情報共有し、指導監督体制の充実を図ります。

#### ②苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

- ・苦情や通報をもとに、事業所や利用者宅を訪問し、サービス給付の実態を確認し事業者に対する指導監督を実施します。

#### ③不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

- ・介護報酬の明細書や適正化システムにおいて出力されたデータ等をもとに、事業所の実態確認を行います。

#### ④受給者等から提供された情報の活用

- ・提供者の了解のもと、関係者間で情報を共有し、適切に対応します。

### (3) 制度の周知

- ・「第7期介護保険事業計画」に適正化事業を盛り込む以外に、市町村の広報や介護給付費通知を活用して、制度を周知します。
- ・第1号被保険者に対する被保険者証交付時や、保険料通知の際に受給者に対して制度の周知を図ります。
- ・事業者に対しては、研修会や制度の改正等説明会を実施する際に併せて周知を図ります。

### (4) 国保連の積極的な活用

- ・適正化システムを活用するための研修などに積極的に参加します。
- ・国保連から提供される各種帳票やデータを、適正化事業に活用します。
- ・事務の負担軽減のため、適正化事業の委託を活用します。

### (5) その他

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用し、保険者の自己分析・事業の評価を実施します。
- ・各事業の実施結果について介護サービス事業者等へフィードバックし、誤りが多い点や留意すべき点などを周知する勉強会、研修会等を開催します。
- ・地域支援事業交付金の活用による事業の推進を検討します。
- ・地域ケア会議等を活用し、研修や情報交換を実施します。
- ・地域の介護支援専門員の職能団体と連携し、研修や情報交換を実施します。
- ・集団指導などの機会を通じ、事業者に対し、適正化のための情報を提供します。

## 5 県が実施する事業

「第4期介護給付適正化計画」を推進するため、県は次の事業を実施します。

### (1) 県による適正化事業の実施

#### ① 指導監督体制の充実

- ・適正化システムの情報共有等、指導監督事務と連携を図ります。

#### ② 事業者に対する指導・啓発

- ・介護サービス事業者に対して、年間計画に基づいて集団指導や実地指導を実施し、介護給付適正化事業内容の周知を図るとともに、介護報酬を適切に請求するための指導を行います。

#### ③ 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

- ・利用者等からの苦情及び事業所職員等からの通報情報について、不正や不適切なサービス提供の発見につながることから、的確な把握と分析を行い、関係機関との情報の共有を図り、必要に応じ監査を実施します。

## (2) 保険者の実施する適正化事業への支援並びに協力

- ① 保険者の取組状況の把握・分析、分析結果を踏まえた支援・助言
  - ・ 保険者とともに、保険者の規模や実施体制などを把握・分析し、主体的に取り組めるよう支援を行います。
- ② 保険者に対する情報提供等
  - ・ 保険者からの情報を整理し、参考事例を取りまとめるなどにより、保険者に対する情報提供及び助言等の支援を行います。
  - ・ 国が主催するブロック別研修会の内容を踏まえて、国保連と協力し伝達研修を実施します。
- ③ 認定調査・審査に係る研修の実施
  - ・ 要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得及び介護認定に関わる関係者が適正化への認識を高めることを目的とした、認定調査員研修、認定審査会委員研修及び主治医研修を実施します。
  - ・ 要介護認定のばらつきの是正等に向けた取組に向けて、認定調査や審査の事務局を担当する職員が、分析の手法等を習得するための研修会を開催します。
- ④ 介護支援専門員研修を活用した適正化の意識付け
  - ・ 介護支援専門員に対して、実務研修や専門研修等の研修を活用し、適正化の認識を高め、ケアプランの作成や給付管理等において、適正実施に結びつくよう周知を図ります。
- ⑤ ケアプランの点検、住宅改修等の点検のための研修の実施
  - ・ ケアプランの点検や住宅改修等の専門的知識や手法の習得のため、実践に結びつくような研修会を実施します。

## (3) 国保連との連携強化

- ・ 適正化事業を効率的・効果的に実施するために、保険者が必要とする協力事項や国保連が提供可能な協力事項について確認し、委託事業の調整を図ります。
- ・ 適正化システムに関する研修会等、各種研修会の企画運営で連携を図ります。

## 第4 計画の推進に当たって

### (1) 被保険者の理解のもとに

適正化を進めるに当たっては、介護サービスを利用する被保険者の制度理解が必要なことから、市町村が主体となり制度周知を図ります。

### (2) 事業者の理解と協力のもとに

適正化事業を実施するに当たっては、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者の理解と協力が不可欠なことから、市町村と連携し事業関係者に計画の周知を図ります。

### (3) 小規模保険者に対する配慮

小規模保険者においては、人員体制、財政上の制約、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者が限定される等の理由により、実施できる事業や内容が制約されることから、適正化事業を実施するに当たっては、

- ・ 県と小規模保険者が連携して事業を推進する
- ・ 小規模保険者が必要に応じ国保連の協力を受けられるよう調整を図る
- ・ 他の小規模保険者等と協同で事業を実施する

等の工夫を講じるほか、計画にある事業メニューに縛られず、実情に応じて事業内容を工夫するなど、小規模保険者においても取り組めるよう配慮します。

### (4) 市町村との連携と支援

本計画の推進に当たっては、市町村における計画に対する理解と協力が重要であり、県と市町村が連携して事業を推進します。

また、県は市町村が事業を実施するに当たり必要な支援を行います。

### (5) 国保連との連携について

適正化システムの活用等において、国保連の協力が必要不可欠であるため、国保連との連携を強化します。

## 第5 計画の進行管理

この計画を実効性のあるよう推進するためには、計画の進捗状況について、毎年度各保険者の取組状況を確認するとともに、目標達成に向けた実施状況について必要に応じ公表します。

### (1) 進捗状況の管理

県は、保険者の実施状況や現状を把握し実効性のある事業を推進するため、年度毎に各保険者の前年度の取り組み状況の確認と、年度目標および事業実施計画を確認し、必要に応じた調整を行います。

その際には、実施の有無だけでなく、結果や効果についても確認し、改善が必要な場合は計画や支援方法の見直しを実施します。

### (2) 公表・保険者へのフィードバック

県と保険者は、サービスを受ける住民が適正化事業の取組を理解し、適正なサービスを受けるために、適正化計画の実施目標および進捗状況についてホームページ等を用いて公表します。

また、県は計画の評価について、保険者にフィードバックして、情報共有を図ります。